

★ 従業員の方（パート・アルバイト含む）対象 ★

※事業主（個人事業主）さんは対象外です



コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金

# コロナ減収応援給付金（その2）

## 30,000円

「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」について

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている町民をチーム佐川で支えあうために佐川町社会福祉協議会に設置されたものです。町民の善意の寄付と佐川町からの拠出金で運営されます。

**対 象** 下記①～③の全てを満たす方

- ①佐川町に住所を有する方（令和2年12月1日現在）
- ②コロナの影響で給与等（賞与除く）が3割以上減少かつ3万円以上減少した月が1月上ある方（影響前・影響後の月は、それぞれ令和元年10月以降の任意の1月。解雇含）
- ③事業所に②の証明をいただける方

\*12月15日までの申し込みで減収給付金を受給された方であっても、受給時の事業所で継続して勤め、かつ上記②に示す要件にあてはまる方は対象となります。

\*暴力団関係者等は対象外となります。

**申込方法**

1 必要書類をご準備ください。

①申請書 ②事業所による給与支払証明書

③預金通帳写し（口座名義、口座番号が確認できるページ）

④身分証明書（免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード、のうちいずれか1つ）の写し

2 下記事務所へ持参、または郵送してください。

\* 申請書及び給与等支払証明書は下記 HP からダウンロードいただくか、下記相談窓口でお求めください。郵送をご希望される場合は、佐川町社協相談窓口までご連絡をお願いします。

**審 査**

佐川町社会福祉協議会により審査を行います。申請内容に疑義がある場合や判定が困難な場合は、佐川町・商工会・社協で構成する「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金運営委員会」にて最終審査を行います。

**応援給付金**

定額3万円とします。申請書に記載の振込口座に入金をもって通知と致します。

審査は概ね1週間ほど時間をいただきます。（12月29日～1月3日は営業外になります）

**期 間**

申込期間は令和3年3月31日申込書到着分までとします。

**注意事項**

申請書及び給与支給証明書は正確に記載してください。不明な点がある場合は問合せ、記載に虚偽または虚偽と思われる点がある場合は相応の対応を致します。

### ◎申請書送付先と相談窓口

〒789-1202 佐川町乙2310 佐川町社会福祉協議会「コロナ減収給付金相談窓口」

電話番号:0889-22-1510 (コロナ減収給付金担当)

URL <https://sakawa-shakyo.jp> 窓口時間:月～金 8:30～17:15 \*祝、12/29～1/3 除く